

7 都市再生

都市再生プロジェクト

第1次決定 (2001年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備 ・大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築 ・中央官庁施設のPFIによる整備(文部科学省、会計検査院の建替えなど)
第2次決定 (2001年8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市における国際交流・物流機能の強化(成田・羽田空港へのアクセス、北九州港など) ・大都市圏における環状道路体系の整備(首都圏三環状道路、大阪新環状道路など) ・大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成(大阪北部地域、神戸地域など) ・都市部における児童保育所待機児童の解消 ・PFI手法の一層の展開(九段第三合同庁舎、国家公務員宿舎、国立大学、東京都南青山一丁目団地など)
第3次決定 (2001年12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地の緊急整備(東京、大阪の各々約6,000haなど) ・都市における既存ストックの活用(公共賃貸住宅など) ・大都市圏における都市環境インフラの再生
第4次決定 (2002年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成 ・北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成 ・地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり(札幌、仙台、広島など)
第5次決定 (2003年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・国有地の戦略的な活用による都市拠点形成(大手町合同庁舎跡地、中央合同庁舎七号館、名古屋市など)
第6次決定 (2003年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖・淀川流域圏の再生
第7次決定 (2004年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪圏における生活支援ロボット産業拠点の形成

2004年4月末現在

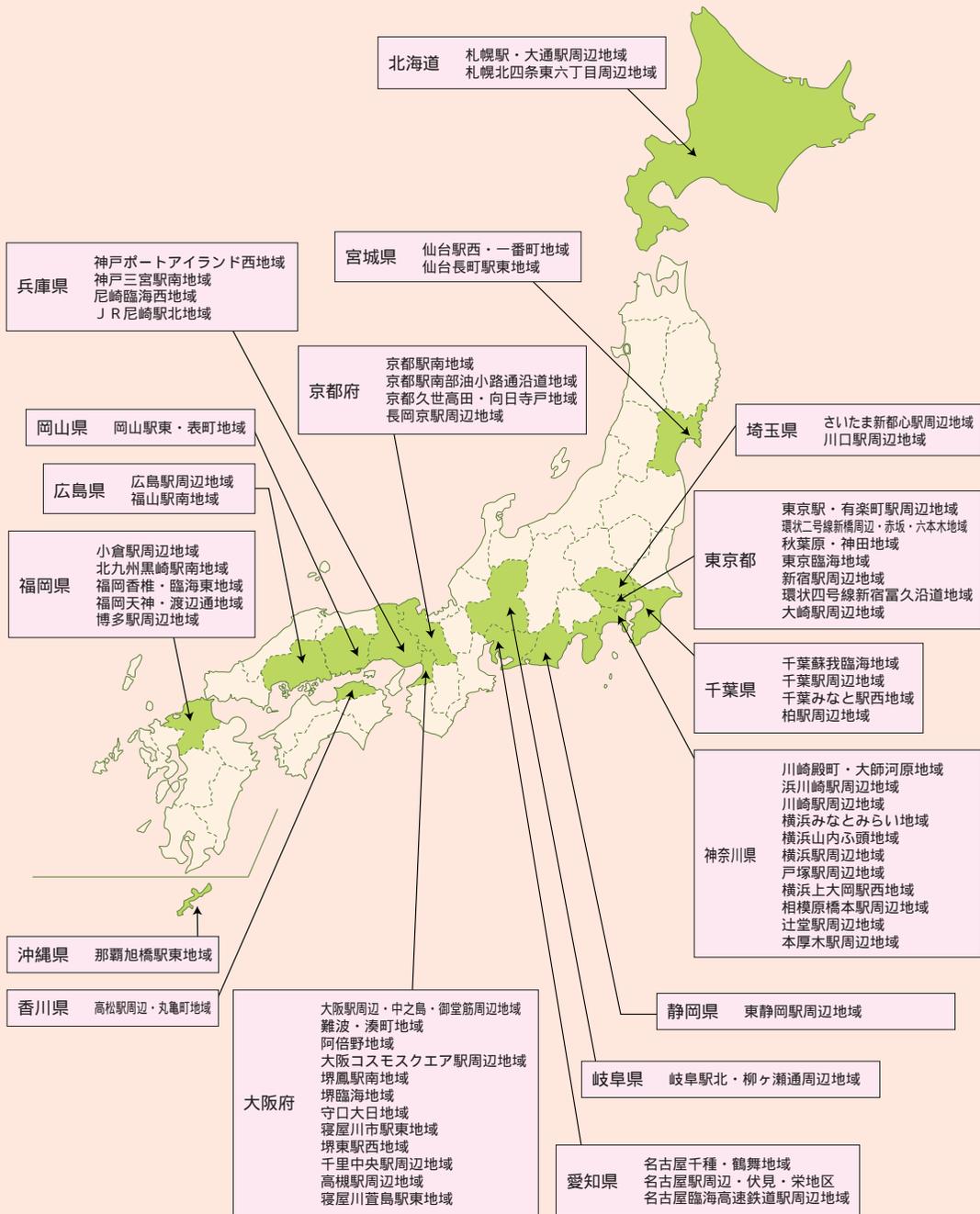
(注) 都市再生プロジェクトは、内閣が定める方針の下に様々な主体が協力して具体的な行動を取る行動計画として位置づけられており、以下の方針により選定される。

- ①都市構造にかかわる基本的課題に取り組むもの、あるいは従来とは異なる手法により取り組むもので、関係省庁が総力を挙げて取り組むもの。
- ②経済構造改革につなげるという観点から、民間の力を引き出すもの、あるいは土地の流動化に資するもの。

政府は、日本経済の再生には民間の力を活用して経済活力の源泉である「都市」の魅力と国際競争力を高める必要があるとの認識から、経済構造改革の重点課題の一つとして「都市再生」に取り組むこととした。

2001年5月、総理大臣を本部長とする「都市再生本部」が設置され、環境や防災、国際化などの観点から都市の再生を目指す21世紀型都市再生プロジェクトの指定(上図)や、土地の有効利用など都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進する「都市再生緊急整備地域」の指定(次頁)等が進められている。

都市再生緊急整備地域



(注) 都市再生緊急整備地域は、時間と場所を限定した大胆な措置により民間都市開発投資を促進することを狙いとして制定された「都市再生特別措置法」(2002年6月1日施行)に基づき、全国で63地域が指定されており(2004年4月末現在)これらの地域では既存の都市計画、建築規制すべての適用除外や、公共施設整備に対する無利子貸付などの金融支援が受けられることとなっている。